

運賃・料金の概要

(1) 運賃・料金とは

「運賃」とは、「人又は物品の運送に対する対価」であり、一方「料金」とは、「運送以外の設備の利用や付加サービス、役務の提供に対する対価」と定義できます。

(2) 運賃・料金体系とその手続き

運賃には、基本的な運賃としての「普通旅客運賃」及び「定期旅客運賃」の他、「貸切旅客運賃」、「特殊割引運賃」等があり、また、料金には、「特急料金」、「急行料金」、「グリーン料金」、「入場料金」等があります。

これらの運賃・料金の設定及び変更の手続きは、「鉄道事業法」に規定されており、認可申請または届出が必要となります。

運賃及び料金の上限の設定及び変更は国土交通大臣の認可を受けることとなりますが、上限の範囲内で定める運賃等(同法 16 条第 3 項)や特急料金(新幹線鉄道に係るものを除く。)、グリーン料金、寝台料金、座席指定料金等(同法 16 条第 4 項)の設定、変更は事前の届出でよいとされています。

また、回数旅客運賃や運賃及び料金の支払いのためのプリペイドカード等の割引や、適用する期間、区間、その他の条件を定めて行う運賃・料金の割引も割引率に関係なく届出でよいとされています。

なお、入場料金、払戻手数料等については、無規制となっています。

上記のように、鉄道事業者による運賃等の設定、変更の自由度が高まることから、特定の旅客に対して不当な差別的扱いをする場合、他の鉄道事業者との間に不当な競争を引き起こす場合には、国土交通大臣は運賃・料金の変更命令を行うことができる旨の規定が設けられています。(同法 16 条第 5 項)

さらに、運賃に係る規定には上記の他、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる時は、国土交通大臣は運賃・料金を変更すること等の事業改善命令を行うことができる旨の規定が設けられています。(同法第 23 条)

また、運賃・料金は、関係駅等に公告した後でなければ実施することができないこととされており、運賃・料金の値上げの際は、7日間以上の公告が義務付けられています(鉄道営業法第3条)。

なお、路面電車、新交通システム、モノレール等の一部で、道路上を走行するものについては、道路との関係から「軌道法」が適用されていますが、規定の基本的な仕組みは鉄道事業法とほぼ同様なものとなっています。

